

各種大会等に参加する者に対する補助金支給要項

(趣旨)

第1条 この要項は、三木市のスポーツを振興するため、全国大会等に参加する者に対し、必要経費相当分の一部を補助するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象とするもの)

第2条 対象とするものは、予選大会等で代表権を得た選手で次の各号に掲げるものとする。

(1) 兵庫県の大会等で優秀な成績をあげ、又は兵庫県教育委員会の推薦を受け、兵庫県代表として参加するもので、三木市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の運動部若しくはこれらに所属する者又は三木市在住の小学生、中学生、高校生、特別支援学校生で、市外の学校の運動部若しくはスポーツ団体に所属する者

(2) 兵庫県の大会等で優秀な成績をあげ、兵庫県代表又は近畿代表として参加する三木市内の大学、スポーツ団体若しくはこれらに所属する者又は市内在住で市外の大学、スポーツ団体に所属する者

2 前項に規定するもののほか、全国大会以上の大会に参加する三木市に関係のある者には、別途激励金を支給できるものとする。

(対象とする大会)

第3条 対象とする大会は、次の各号に掲げるものとする。ただし、大学生及び社会人については全国大会以上を対象とし、最も権威のある大会のみとする。

(1) 近畿大会

(2) 全国大会

(3) 国際大会

(補助金等)

第4条 補助金の額は、大会参加に要する旅費、宿泊費等別に規定する基準により、次の補助率を基に算出した額を限度とする。

2 補助率は次の率を基準とする。ただし、予算の範囲内で決定する。

(1) 小学生、中学生、高校生 10分の10

(2) 大学生、社会人 2分の1

3 第3条に規定する大会に参加しなくなった場合は、補助金はすみやかに返還しなければならない。

(補助申請)

第5条 第2条により補助金の支給を受けようとする者(以下「補助対象者」という。)

は、大会参加までに基金に申請書（様式第1号）を提出するものとする。

（交付決定）

第6条 補助金の交付決定を行った場合、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

（激励会）

第7条 交付決定を受けたものに対し、必要に応じて激励会を開催するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、当該補助事業が完了したときは、すみやかに実績報告書（様式第3号）を基金に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要項に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要項は、昭和62年4月1日から施行する。

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年11月15日から施行する。

この要項は、平成22年5月18日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

この要項は、平成25年12月12日から施行する。